

令和4年12月16日

「文化財の匠プロジェクト」を改正しました

文化審議会の答申（持続可能な文化財の保存と活用のための方策について（第二次答申））を受け、文化財の持続可能な保存・継承体制の構築を図るための5か年計画（令和4年度～令和8年度）である「文化財の匠プロジェクト」を改正（大臣決定）しましたのでお知らせいたします。

詳細については別添資料を御覧ください。

- ・文化財の匠プロジェクト（概要）
- ・文化財の匠プロジェクト

<担当>

○文化庁文化資源活用課

課長補佐：春田（内線 4888）

係長：原澤（内線 2862）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-2864（直通）

E-mail：shigen@mext.go.jp